

## おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度実施要領

### (目的)

第1条 おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度は、府内の食品関連事業者等(以下「事業者」という。)が、食品ロス削減に積極的に取り組み、販売活動等を通じて食品ロス削減にかかる消費者等への啓発活動等を実施する際に、大阪府(以下「府」という。)がこれらの取組に協力・支援することにより、広く消費者等に食品ロス削減の啓発に資することを目的とする。

### (資格)

第2条 事業者は、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 法人登記を行っていること。なお、個人事業主の場合は、税務署長に個人事業の開業届出書の提出を行っていること。
- (2) 府内に事業所を設置していること。なお、府外に本店を置く場合は、府内にある事業所の活動を対象とする。

### (手続)

第3条 事業者は、おおさか食品ロス削減パートナーシップ申出書(様式第1号)(以下「申出書」という。)及び年間活動計画書(様式第2号)を府に提出する。

- 2 府は、事業者と活動内容について協議をする。
- 3 府は、活動が適当と認めた事業者をパートナーシップ事業者(以下「パートナー」という。)とし、おおさか食品ロス削減パートナーシップ決定書(様式第3号)(以下「決定書」という。)を交付する。

### (事業者の制限)

第4条 府は、前条の規定にかかわらず、事業者(法人の場合、法人の役員を含む。)が、次の各号のいずれかに該当する者の場合は、パートナーとして決定しないものとする。

- (1) 暴力団員又は暴力団密接関係者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を行う者
- (3) 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)第33条に規定する連鎖販売取引を行う者
- (4) 政党若しくは宗教団体、又は特定のこれらを支援する者
- (5) 府の指名停止措置を受けている者
- (6) 法令及び公序良俗に反すると認められる行為を行う者
- (7) 府の信用又は品位を害すると認められる行為を行う者

### (取組)

第5条 パートナーは、以下の活動を実施することとする。

- (1) 消費者等へ向けた食品ロス削減の啓発・PR

- (2) 1年を通したパートナーの業態に応じた取組
- (3) 府が取り組むキャンペーンや調査などの協力

(報告事項等)

第6条 パートナーは、毎年3月 15 日までに継続申出書兼年間活動報告書・計画書(様式第4号)(以下「継続申出書」という。)を府に提出する。

2 継続申出書を受理した府は、パートナーと次年度の活動内容について協議をする。

(変更の申出)

第7条 パートナーは、次に掲げる項目に変更があった場合は、速やかに変更届出書(様式第5号)により届け出なければならない。

- (1) 事業者の名称
- (2) 代表者の氏名
- (3) 所在地

(ロゴマーク)

第8条 パートナーは、第5条の活動に活用するため、府が別途定めるロゴマークを利用することができる。なお、ロゴマークの利用に関する一切の権利は府に属するものとする。

2 府は、パートナーによるロゴマークの目的外使用を発見した場合は、パートナーに対しロゴマークの使用停止を求めることができる。

(有効期間)

第9条 パートナーシップの有効期間は、毎年3月 31 日までとする。ただし、継続申出書による継続の申し出があったときは、1年延長されるものとし、以後も同様とする。

2 パートナーが有効期間までにパートナーシップの解消を希望する場合は、解消予定日の1か月前までにおおさか食品ロス削減パートナーシップ解消申出書(様式第6号)(以下「解消申出書」という。)を府に提出することにより、解消できるものとする。

(情報発信)

第10条 府は、パートナーの名称と活動内容をホームページに掲載するものとする。

2 府は、パートナーの活動内容等を他のパートナーへ情報提供することができる。

3 府は解消申出書の提出があった場合、当該パートナーに関する情報をホームページから削除するものとする。

(解除)

第11条 府は、パートナーが次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップを解消することができる。

- (1) 第2条の資格を満たさなくなったと認められるとき。
- (2) 第4条に規定する各号に該当すると判明したとき。

(3) 第5条の活動の実態が認められず、今後も活動することが認められないとき。

(4) 第8条第2項の目的外使用が認められたとき。

2 府は前項により、パートナーシップを解消する場合は、府のホームページ等の掲載情報を削除したことをもって、パートナーを解消したとみなす。

(補 則)

第 12 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は府が定める。

附 則

この要領は、平成 31 年 2 月 18 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 10 月 6 日から施行する。

# おおさか食品ロス削減パートナーシップ申出書

年 月 日

大阪府知事 様

(申出者) ※

所 在 地

商号又は名称

代表者 職・氏名

おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度の趣旨に賛同し、大阪府と協力して食品ロス削減に取り組みたいですと申し出ます。

## 1 事業者の概要

業種（事業内容）	
ホームページアドレス	
担当者連絡先	住所：（〒            -            ） 部署名： 役職名： 担当者名： <b>E-mail:</b> 電話番号： <b>FAX:</b>

## 2 添付資料

- ・会社案内等、事業者の事業内容がわかる資料
- ・これまでも食品ロス削減に取り組んでいる場合は、その資料

「おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度実施要領」の第4条に該当しません。

大阪府とのパートナーシップを食品ロス削減の目的以外に使用しません。

※申出者として、大阪府内店舗を所管・統括する者も可とする。

おおさか食品ロス削減パートナーシップ  
年間活動計画書

年 月 日

大阪府知事 様

(提出者) ※  
所 在 地  
商号又は名称  
代表者 職・氏名

おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度実施要領第3条第1項に基づく活動計画については、下記のとおりです。

記

1 年度の活動計画

実施時期・期間	活 動 内 容	活動場所等

2 担当者の連絡先

部署名  
役職名  
担当者名  
E-mail  
電話番号

※提出者として、大阪府内店舗を所管・統括する者も可とする。

# おおさか食品ロス削減パートナーシップ決定書

第 号  
年 月 日

(代表者名) 様

※法人の場合は法人の名称及び代表者名

大阪府知事 印

年 月 日付けで申出のあった標記については、おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度実施要領第3条3項に基づき、パートナーシップ事業者に決定しましたので通知します。

おおさか食品ロス削減パートナーシップ

継続申出書兼年間活動報告書・計画書

年 月 日

大阪府知事 様

(提出者)

所 在 地  
商号又は名称  
代表者 職・氏名

年 月 日付けで決定通知のあったおおさか食品ロス削減パートナーシップについて、継続申出、活動報告、継続後の活動計画は下記のとおりです。

記

1 継続申出

継続する 継続しない

2 年度の活動報告

実施時期・期間	活 動 内 容	活動場所等

大阪府とのパートナーシップを食品ロス削減の目的以外に使用していません。

3 年度の活動計画

実施時期・期間	活 動 内 容	活動場所等

4 担当者の連絡先

部署名  
役職名  
担当者名  
E-mail  
電話番号

おおさか食品ロス削減パートナーシップ  
変更届出書

年 月 日

大阪府知事 様

(提出者)

所 在 地  
商号又は名称  
代表者 職・氏名

年 月 日付けで決定通知のあったおおさか食品ロス削減パートナーシップ  
について、申出内容の変更を届け出ます。

1 変更内容 (該当するものに○を記入するとともに変更後の内容を記入してください)

( ) (1)事業者の名称

( ) (2)代表者の氏名

( ) (3)所在地

2 変更時期

3 担当者の連絡先

部署名

役職名

担当者名

E-mail

電話番号

# おおさか食品ロス削減パートナーシップ解消申出書

年 月 日

大阪府知事 様

(申出者)

所 在 地

商号又は名称

代表者 職・氏名

おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度実施要領第9条の規定に基づき、パートナーシップの解消を申し出ます。

1 解消予定日

年 月 日

2 解消の理由

3 担当者の連絡先

部署名

役職名

担当者名

E-mail

電話番号